

精神保健福祉普及啓発事業実施要領

1 目 的

精神保健福祉施策を円滑に推進するため、精神保健福祉に関する講座、啓発冊子の作成などを行うことにより、地域住民の精神障がい者への理解を深め、回復途上の精神障がい者の社会復帰・社会参加に寄与するとともに、こころの健康・こころの病に関する正しい知識の普及を図り、こころの健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

各区保健センター及びこころの健康センター

3 実施内容

(1) 各区保健センターが実施する普及啓発事業

- ア 精神保健福祉講演会
- イ こころの健康づくり講座
- ウ 区健康展等での啓発活動
- エ その他の普及啓発事業

※開催回数については、各区保健センターとこころの健康センターで協議を行い、予算の範囲内で決定する。

(2) こころの健康センターが実施する普及啓発事業

- ア こころの健康づくり講座
- イ 各種啓発用冊子等の作成
- ウ その他の普及啓発事業

4 対象者

市内在住、在勤者等

5 実施方法

(1) テーマの選定

テーマの選定にあたっては、関係機関との連携を図り、対象地域の特性とニーズに応じたテーマを選定するものとする。

(2) 周知・公報

地域住民等の参加を促すよう、事業の周知に努めるものとする。

周知にあたっては、リーフレットの窓口配布や広報媒体（ホームページ・区広報紙・

関係機関の広報媒体 等) を積極的に活用するものとする。

(3) その他

各区保健福祉センターは、普及啓発事業を通じて、地域住民の交流に努めるものとする。

6 事務手続等（各区保健福祉センターで実施する普及啓発事業）

- (1) 各区保健福祉センターは、年度当初に、年間事業計画書（別添様式1）をこころの健康センターに提出する。
- (2) 各区保健福祉センターは、年間事業計画に沿って事業を実施する。
- (3) 外部講師を雇い上げ、講師謝礼が発生する場合、当該保健福祉センターは、配付依頼書（別添様式2）に実施計画書（別添様式3）及び外部講師の履歴が確認できるもの（別添様式4）を添えて、実施日の概ね1か月前までに、こころの健康センターへ配付依頼を行う。
- (4) こころの健康センターは、配付依頼書等の受領後、概ね2週間以内に事業実施区にて予算配付を行うとともに、配付完了の通知を行う。なお、各区保健福祉センターは、配付依頼書等の提出から2週間以内に配付完了の通知がない場合は、必ずこころの健康センターに配付状況の照会を行う。
- (5) 講師謝礼以外の経費・物品等が必要な場合、当該保健福祉センターは、こころの健康センターと事前協議を行う。

7 実績報告

各区保健福祉センターは、精神保健福祉活動報告書により、こころの健康センターへ実績報告を行うものとする。

8 人権等に対する配慮

本事業の実施に当たっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

[附則]

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要領は、平成27年4月1日から一部改正する。

この実施要領は、平成29年4月1日から一部改正する。

この実施要領は、平成30年4月1日から一部改正する。